



太田川駅周辺のスッキリした姿

無電柱化(電柱を撤去し地上電線類を地中に移設)をしたことで、災害時に道路が寸断される等の危険リスクを減少させることから、災害に強いまちとなりました。また、良好なまちなみ景観が形成され、地域の活性化へとつながります。

お知らせ

新しい町名・町界に基づく

皆様の住所変更は、
換地処分時に行います。

〔令和5年度予定〕

東海市都市宣言

平成22年3月4日

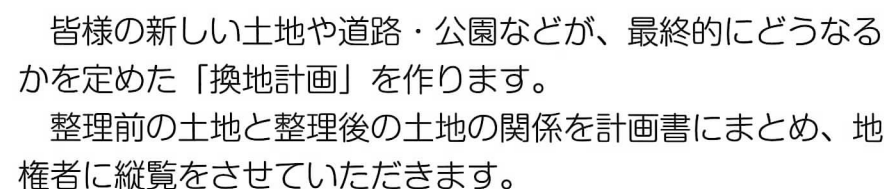
- ひとづくりと平和を愛するまち東海市
- 子育てと結婚を応援するまち東海市
- 生きがいがあり健康なまち東海市
- 緑と洋ランにつつまれたまち東海市
- にぎわいあふれ個性輝くまち東海市

このニュースは、皆様と市が一体となってまちづくりを行うための資料です。

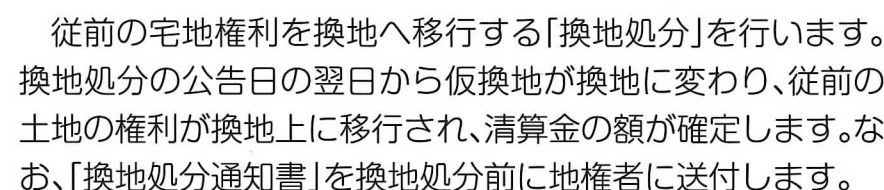
清算金について

清算金とは、各権利者間の換地の不均衡を金銭で調整するための清算手法です。整理前の土地の権利価額が整理後の土地の権利価額より多いときは、清算金が「交付(地権者等が受け取る)」され、少ないときは「徴収(地権者等が支払う)」となります。

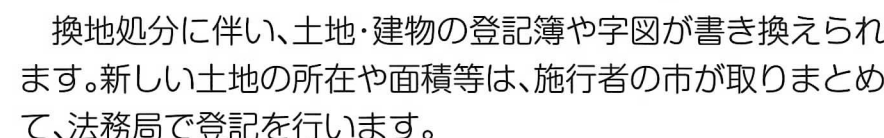
令和4年度～令和5年度予定



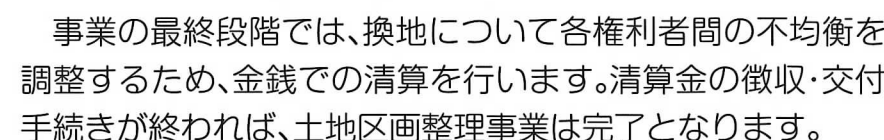
令和5年度予定



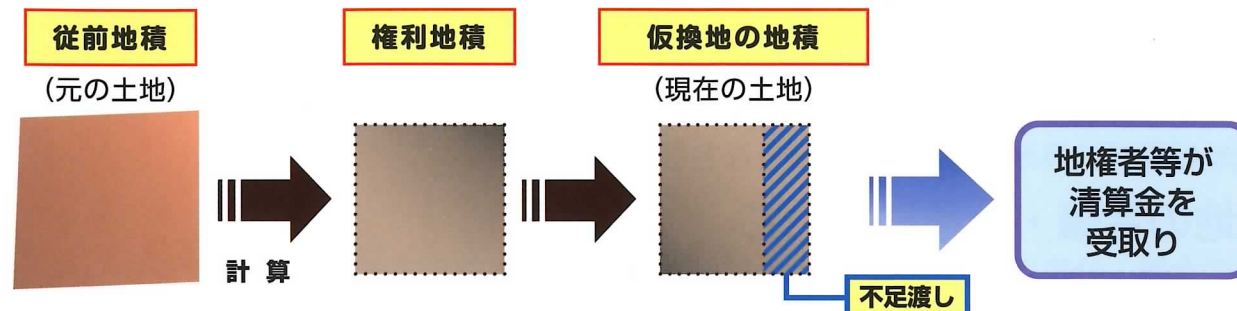
令和5年度予定



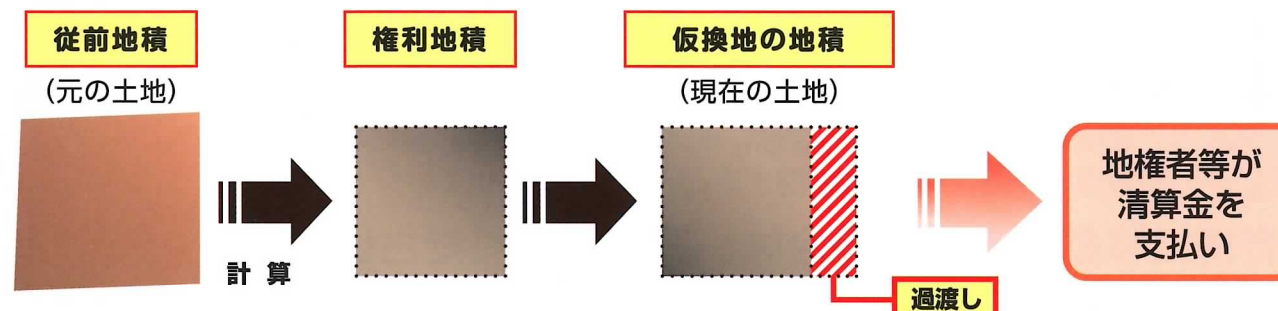
令和6年度予定



換地の面積が計画より減るなど、計画より評価が下がる場合



換地の面積が計画より増えるなど、計画より評価が上がる場合



- ・清算金の額は**換地処分(令和5年度予定)の公告の日の翌日**に確定します。
- ・皆様の土地の**「過渡し地積」「不足渡し地積」**は、出来形確認測量の成果に基づき、確定します。
- ・平成9年に皆様へ送付しました**「仮換地指定通**に、計画当初の**「過渡し又は不足渡し地積」**を記載しておりますので、ご確認ください。
(仮換地指定通知は、取消し又は再通知の場合もございます。複数ある場合は、最新の通知をご覧ください。)



QRコードから通知の見本が見れます。

(氏名コード)
○○○○

中 第 39
平 成 9 年 2 月 24

見 本

○ ○ ○ ○ 様

加多北郡部市計画事業東海大田川型周辺土地地区管理事業

施行者 東海市

代表者 東海市長 久野 弘

仮 換 地 指 定 通 知

加多北郡部市計画事業東海大田川型周辺土地地区管理事業施行地区内のあなたが所有する宅地について、

土地地区管理法第9条第1項の規定により、下記のとおり仮換地を指定します。

よって、同法同条第4項及び同法第9条第2項の規定により通知します。

従 前 の 宅 地				仮 換 地				従 前 の 地 積 (㎡)	換 地 率
町 区 地 番	種 目	地 積 (㎡)	地 区 画 番	地 積 (㎡)	過 換 地 積	不 足 換 地 積	備 考		
大田川町地番 117-1	田	117.00	4	2	117.55	10.46	旧村域 内のた びわ		
大田川町地番 35-1	宅地	121.50	4	2	142.45	3.77			
大田川町地番 111	宅地	159.10	3	1	159.72				
			4	5	14.59	293.75			

注 意

- この通知書記載の「仮換地の指定の所在地及び内容」は、仮換地の内容については、換地率、または不足換地率とすることができません。
- 別に通知する「換地率について取組まれた仮換地を換地率のつくことができません。また、仮換地を指定し、または不足換地率とすることができません。

附 示

- この通知について不備がある場合は、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、愛知地裁に対して審査請求をすることができます。
- この通知について不備がある場合は、上記1の審査請求と同時に、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、関係する権利について、この換地の換地の内容を確認することができます。
- 上記1の審査請求をしたにもかかわらず、この通知に対して審査請求があった場合は、この通知に対して審査請求をしたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、関係する権利について、この換地の換地の内容を確認することができます。

事業についてのお知らせ

■ 境界杭について

境界杭については、権利者の方の管理となります。
杭の破損等が起きた場合は管理者である権利者の方に復元していただくこととなります。

■ 滅失登記について

滅失登記がされていないと、新しく仮換地を使用する方の登記ができないため、従前の建物を登記していた場合は、滅失登記をお願いします。

■ 農地転用について

従前の土地が農地の場合は農地転用の許可・届出が必要になります。
まだ農地転用がお済みでない方は手続きをお願いします。

■ 仮換地の合筆・分筆について

仮換地の合筆・分筆については、中心街整備事務所 中心街整備課までご相談ください。
なお、分筆については、費用負担が発生することがあります。

■ 土地管理について

土地については、権利者の方の管理となります。
宅地からの土砂の流出や草刈り等近隣の方にご迷惑とならないようお願いします。

■ 建築工事などをされる方は、事前にご相談ください

施行地区内で建築行為などをするときは、東海市長の許可が必要になりますので、事前に中心街整備事務所 中心街整備課までご相談ください。

■ 所有権に移動があった場合は、届け出てください

区域内の土地について、売買、相続などにより所有権に移動があった場合は、中心街整備事務所 中心街整備課へ届け出ていただきますようお願いします。

■ 仮換地証明等の権利者以外の方の申請について

仮換地証明等を権利者以外の方が申請する場合は、権利者の委任状が必要となります。

申請書・
委任状の
様式は、こちら

東海市公式ウェブサイトで **仮換地証明書** **検索** と検索し、
検索結果に表示される「[申請書サービス\(76申請, 仮換地証明書\)](#)／[東海市](#)」
のリンクよりダウンロードできます。

■ 問合せ先・事務所案内図

中心街整備事務所 中心街整備課
〒477-0031
東海市大田町東畑119番地
T E L : 0562-33-7761
F A X : 0562-33-7775
E-mail : chuushin@city.tokai.lg.jp
U R L : <http://www.city.tokai.aichi.jp>

